

- ◎ 生活支援制度の受付開始
- ◎ 住宅の応急修理制度の対象者見直しについて

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年5月25日 発行  
 <編集と発行>  
 西原村役場 企画商工課  
 TEL: 279-3111  
 〒861-2402  
 西原村大字小森3259

## ～ 各種生活支援制度の受付を開始します ～

**5月28日(土)** から**生活支援制度の受付を一部開始**します。

各種支援制度の申請には、り災証明書、印鑑、本人確認資料等が必要となりますので、ご準備をお願いします。5月28日に受付窓口を開設する支援制度は下記のとおりです。

なお、**解体・撤去支援制度**については、受付は行いませんが、**関係様式の配付及び相談受付を開始**しますので、書類のご準備をお願いします。

申請様式については、役場窓口、各避難所等で配付する他、役場ホームページにも掲載いたします。

※ 受付日は原則として地区によって異なります。

(生活再建支援制度受付期間一覧)

(5月28日から受付開始する支援制度の地区別受付日程一覧)

生活支援制度名	受付期間
被災者生活再建支援金	<b>平成28年5月28日(土)から</b>
西原村罹災手当金	
住宅の応急修理制度	
災害援護資金貸付	
災害義援金配分	
被災建物の解体・撤去支援制度	決まり次第お知らせします。
仮設住宅制度	<b>受付中</b> 第一次募集 ～平成28年5月31日(火)まで 第二次募集 ～平成28年6月5日(日)まで
みなし仮設住宅制度	<b>受付中</b>

日程	受付地区
5月28日(土)	小森東 (畑、風当より東)
5月29日(日)	布田
5月30日(月)	小森西 (名ヶ迫、万徳より西)
5月31日(火)	鳥子、宮山
6月 1日(水)	河原 (谷、上あげ、下あげ)
6月 2日(木)	高遊
6月3日(金)以降、地区指定なし	

## ～ 住宅の応急修理制度の対象者を拡大します ～

住宅の応急修理制度の対象世帯について、**り災証明書**の被害度区分判定が「**半壊**」の場合は、所得要件が設けられていましたが、平成28年5月24付けで応急修理の取扱いが改正され、**所得要件が撤廃**されることになりました。

り災証明書で**半壊以上の判定を受けた方**については、**無条件で住宅の応急修理制度の対象**となりますので、ご活用ください。

※ 住宅の応急修理制度を利用した場合は、仮設住宅(みなし仮設住宅含む)制度は利用できませんのでご了承ください。

デマ・流言・チェーンメール等にご注意ください！

事実無根の情報やうわさに振り回されず、  
根拠のある正しい情報に基づいて行動しましょう。

ご不明な点等ございましたら西原村役場までお尋ねください。

TEL: 279-3111